

下記のとおり、自動販売機設置に伴う公有財産貸付けの一般競争入札を行うので、札幌市交通局契約規程(平成4年交通局規程第17)第4条の規定に基づいて告示します。

令和6年6月14日

札幌市交通事業管理者
交通局長 芝井 静男

記

1 契約担当部局

郵便番号 004-8555 札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1
札幌市交通局事業管理部総務課事業推進担当係(電話011-896-2708)

2 入札に付する事項

(1) 事業の名称

一般競争入札による自動販売機設置のための公有財産の貸付け
(物件1)

(2) 貸付内容・場所等 1物件

物件1 札幌市交通資料館 2か所

※詳細は「令和6年度 自動販売機設置事業者募集案内書」(以下、「案内書」という。)による。

(3) 貸付期間

令和6年8月9日から令和9年8月8日までとする。

(4) 入札方法

年額で行う。なお、最低貸付価格を設定している。入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望年額(消費税相当額は含まない)に相当する金額を入札書に記載すること。また、契約は総価(落札価格×3.0(3年分)×消費税率 当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)で行う。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと(入札の告示の日から落札決定日までの間、資格停止期間でないこと)。
- (3) 札幌市内に、本店、支店、営業所又は、事業者を置いていること。
- (4) 前年度及び前々年度において、自動販売機設置事業の実績を有していること(契約書写しを提出すること)。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は、その団体に属する者でないこと。
- (6) 上記(5)に関して、観察処分を受けた団体又はその団体の者でないこと。
- (7) 札幌市税の未納がないこと。
- (8) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

4 応募申込手続き

この募集に参加を希望する者は、応募資格要件の審査を行うため、一般競争入札参加申込書及び資格を証する関係書類を提出すること。

申込みにあたっては案内書を熟読し、契約の条件、現地の状況等を確認の上、申込みすること。

(1) 受付期間

令和6年6月14日（金）から令和6年6月26日（水）までの平日8時45分から17時15分まで（12時15分から13時00分までを除く） ※ 郵送の場合は、申込期限必着とする。

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合は、特定記録郵便等の引受記録が残るものとし、「自動販売機入札参加申込書在中」と表記の上、連絡先及び担当者名を明記し、封筒に入れ密封すること。

(3) 提出先

上記1に同じ。

(4) 提出書類

案内書による。

(5) 審査結果

入札参加資格審査の結果については、令和6年7月2日（火）までに入札参加資格確認結果通知書により通知する。

5 入札書の提出場所等

(1) 案内書を示す場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ。

なお、案内書は札幌市ホームページにて公開する。

<https://www.city.sapporo.jp/st/torikumi/jidouhanbaiki/jidouhanbaiki.html>

(2) 入札書の提出方法

令和6年7月12日（金） 17時15分までに持参又は郵送により提出すること。

(3) 開札の日時及び場所

令和6年7月16日（火） 15時30分

札幌市交通局庁舎5階入札室（札幌市厚別区大谷地東2丁目4－1）

6 入札手続等

(1) 入札保証金 必要 ※免除する場合あり

ア 入札保証金は、最低貸付価格×3.0（3年分）×消費税率の100分の3の額とする

イ 納めた入札保証金は、落札されなかった者については、入札終了後に還付申出書の提出により後日返還するが、落札を取り消された者の入札保証金は、札幌市交通局に帰属する。また、落札者については契約保証金に充当する。

ウ この入札保証金を札幌市交通局が返還する場合は、利息を付さない（後日、郵便局以外の指定金融機関に振込みを行う。）

エ 過去2年間に札幌市その他の官公庁と自動販売機の設置実績（目的外使用許可含む）がある場合は、この保証金を免除するので、設置実績が確認できる契約書等の写しを参加申込書と併せて提出すること。

(2) 契約保証金 必要 ※免除する場合あり

ア 本件契約締結時に契約保証金として、札幌市交通局発行の納入通知書により指定期日までに一括で納入すること。当該保証金の金額は契約金額の100分の10（1円未満切上げ）の額とするが、納入済みの入札保証金はこれに充当する。

イ 契約保証金を指定する納期限までに納入しない場合は、落札決定を取り消すとともに、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規程に基づく参加停止の措置を行う。

ウ 契約保証金は、貸付料等の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当する。

エ 契約保証金は、本件契約の期間満了時に、貸付物件の原状回復状況を確認した後、落札者の

請求に基づいて返還する。ただし、返還の際は利息を付さない。

オ 落札者が本件契約上の義務を履行しないときは、札幌市交通局は本件契約を解除する。この場合、納入された契約保証金は札幌市交通局に帰属する。

カ 契約保証金は札幌市交通局契約規程第 25 条の規定により免除できる場合がある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市交通局契約規程第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低貸付価格の設定 有

(6) 落札者の決定方法等

札幌市交通局契約規程第 7 条の規定に基づき作成された最低貸付価格以上の価格のうち、最高価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(7) 詳細は案内書による。